

女池ロード - ズスポ - ツ少年団

規 約

総 則

(名 称)

第 1 条 本団体は、女池少年少女野球団(以下「少年団」という)と称する。

(目 的)

第 2 条 本少年団は、野球や団体活動を通じて団員の健康な心と体を育成する。

- 1) ルールを守り、フェアプレーの精神に徹し、他人を思いやる心を養う。
- 2) スポーツの喜びを体験し、生涯スポーツの基礎を作る。
- 3) 自己の最善を尽くし、最後まであきらめない心、耐える心を養う。
- 4) 誰にも元気に挨拶が出来る、明るく素直な心を養う。

(活 動)

第 3 条 前条の目的を達成する為に、次項の活動を行う。

- 1) 野球を始めとする各種のスポーツ活動。
- 2) 他団体との交流活動。
- 3) その他、本少年団の目的達成に必要な活動。

団 員

(構 成)

第 4 条 本少年団は、保護者の同意を得た児童をもって構成する。

(義 務)

第 5 条 本少年団の活動を円滑なものとする為に、保護者は次の義務を負う。

- 1) 活動に必要な費用は保護者が負担する。
- 2) 大会会場などへの送迎は原則として保護者が行う。
出来ない場合は、保護者会会長に一任する。
- 3) 会場への送迎を含め、活動中に万一事故が発生した場合は、当該団員(怪我をした団員)の保護者が最終的な責務を負う。
但し、本団員はスポーツ少年団傷害保険に加入するものとする。

役 員

(役 員)

第 6 条 本少年団には、次の役員を置く。

- 1) 会 長 6年保護者より 1 名
- 2) 副会長 5年保護者より 1 名
- 3) 団 長 曾 川 弘
- 4) 部 長 鈴木 孝之

- 5) 総監督 曾川 弘
- 6) コーチ 若干名
- 7) 事務局 佐藤 幸平
6・5年保護者より 各 1 名

(任期)
第 7 条

本少年団の役員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。
また、少年団の役員に欠員が生じた場合は、役員会の決議により、これを補填することができる。但し、その任期は前任者の残存期間とする。

(総会)
第 8 条

総会は毎年1回、団長が招集する。
但し、役員の過半数から請求があったときは、団長は役員会を召集しなければならない。

会 計

(会計)
第 9 条

本少年団は、会費、寄付金、その他の収入によって運営することとしこの会計は事務局に置き、監査は本役員及び保護者会役員が行う。

(会費)
第 10 条

本少年団の会費の額、納入方法等は、本役員及び保護者会の役員で協議決定する。

(会計年度)

第 11 条

本少年団の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

保護者会

(保護者会)

第 12 条

本少年団の活動を支援するために、保護者会を置く。
尚、この保護者会の会則は別に定める。

規約の改定

(規約の改定)

第 13 条

本規約を改定及び廃棄するためには、本役員及び保護者会の
役員の3分の2以上の同意を必要とする。

平成 17 年 4 月

改正・実施

平成 20 年 4 月

改正・実施

誓 約 書

女池少年少女野球団 団長

曾 川 弘 様

- 1、子供たちが野球の練習・試合等で負傷したとしても、それが通常の球技行為の過程で生じた事故である場合その障害は保険によって充当します。

子供たちの監督義務者において、個別に損害賠償の責めにはおいませ
- 2、上記保険制度ではなお不安のある方は、各自個別に損害保険を掛けられる等安全策を講じられることをお薦めします。

上記の事項及び規約を了承した上で、署名捺印いたします。

平成 年 月 日

児 童 名

保護者名

住 所

電話番号